平成２５年（フ）第２０号
群馬県伊勢崎市境556番地38
債務者　田島　丈士
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３９号
群馬県伊勢崎市三光町22番17号
債務者　大谷　勝則
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４５号
群馬県佐波郡玉村町大字五料338番地18
債務者　河内久美子（旧姓多賀谷）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３７号
群馬県富岡市富岡267番地１
債務者　須賀真由美
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３８号
群馬県富岡市富岡267番地１
債務者　須賀　勇斗
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１０号
千葉県船橋市海神町南１丁目1625番地２　ＮＩＣアーバンハイム西船橋103号
債務者　谷口　賢嗣
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２１号
千葉市若葉区千城台北２丁目19番13棟201号
債務者　永野　　豊
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１４５号
千葉県習志野市東習志野２丁目９番２―505号
債務者　田村　　明
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２２５号
千葉県旭市新町520番地13　ＫＭコーポＢ棟
債務者　土屋　　稔
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第９１号
京都府城陽市寺田宮ノ平３番地の43
債務者　吉村　雪子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
京都府宇治市菟道門前11番地の１　コーポみむろ203号、前住所京都府宇治市菟道出口１番地の23
債務者　亀岡　美貴（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所団地11棟401号
債務者　水谷　里味
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１号
京都府舞鶴市矢之助町32番地19―203号
債務者　島　　秀顯
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第８号
京都府福知山市字堀2556番地の３　石坪マンション206号
債務者　末次　昭博
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第１０８９号
堺市堺区五条通４番８号　アクニコーポ303号
債務者　伊賀　義修
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８５号
大阪府高石市西取石７丁目13番５―303号
債務者　藤川　　愛（旧姓十代）
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
大阪府羽曳野市島泉６丁目４番13号
債務者　黒瀬　悦伸
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
堺市北区東浅香山町１丁124番地２
債務者　松浦　豊子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係